

行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	保護費負担金	事業開始年度	昭和6年度	作成責任者		
担当部局	社会・援護局	担当課室	保護課	三石博之		
会計区分	一般会計	上位政策	-			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	生活保護法(昭和25年法律第144号) 第75条第1項第1号	関係する計画、通知等	-			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としている。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	利用し得る資産、稼働能力、他法他施策などを活用しても、なお最低限度の生活を維持できない者に対し、必要に応じた生活、住宅、教育、介護、医療、出産、生業、葬祭の各扶助を行う。					
実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被保護人員数 1,843,353人(平成22年2月時点) ○ 被保護世帯数 1,329,337世帯(平成22年2月時点) 					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	1,952,456	2,008,359	2,258,269	2,200,633	2,470,277
	執行額	1,952,456	2,008,359	2,245,502		
	執行率	100.0%	100.0%	99.4%		
	総事業費(執行ベース)	2,603,274	2,677,812	2,994,003		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自治体における生活保護の実施状況について、生活保護法に基づき国自らも生活保護法施行事務監査を行っている。 ○ 被保護世帯の状況等については、毎年度調査を実施するとともに、自治体との意見交換や全国会議などの場を通じて、実態把握を行っている。 ○ 制度のあり方等の検討については、有識者、関係団体等からなる研究会(ナショナルミニマム研究会、生活保護受給者の社会的居場所づくりと新しい公共に関する研究会)を実施している。 				
	見直しの余地	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活保護基準のあり方については、現在開催しているナショナルミニマム研究会での議論も踏まえ、今後、関連データに基づき評価・検討する。 ○ 昨年度の行政刷新会議「事業仕分け」において評決結果を受けた①医療扶助の適正化、②住宅扶助の適正化、③就労支援対策について、引き続き取り組む。 				
予算監視の効率化	本経費は憲法や生活保護法に基づき、国が困窮するすべての国民に対し、必要な保護を行うための給付費であり、引き続き必要な予算規模を維持すべき。					
補記						

厚生労働省 2,008,359百万円

※ 平成20年度実績

[生活保護制度に関する基本的な政策の企画、立案及び推進]



【補助】

A 都道府県・市及び福祉事務所を
設置する町村(873) 2,008,359百万円

(内訳)上位10者

大阪市	234,224百万円
札幌市	94,648百万円
横浜市	92,425百万円
神戸市	67,493百万円
京都市	63,511百万円
福岡市	53,201百万円
名古屋市	51,962百万円
川崎市	44,342百万円
堺市	35,500百万円
足立区	34,320百万円

[保護の決定及び実施]

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)

A.大阪市			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
扶助費	被保護者に対する扶助の給付	234,224			
計		234,224	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0